

### 第3節

#### 歴史的・文化的環境の保全

##### 1 文化財等の保護・活用

###### 1-1 指定文化財の保護・活用

三重県には、国指定文化財等が319件、県指定文化財等が533件あり、市町村指定文化財も含めると約2,000件を超えるなど、歴史・文化・学術的に優れた文化財が多くあります。

しかしながら、その保護・保存に関しては、経年変化による損傷や収蔵・保管に要する施設や財源の不足など多くの問題を抱えており、今後、適切な保護、保存を行うとともに、文化財の積極的な活用を図っていくことが大きな課題となっています。

平成17（2005）年度には、指定文化財の適正な保護とその活用を図るため、所有者または管理者（管理団体）が行う文化財保護事業に対して支援しました。

###### 斎宮跡の歴史ロマン再生

斎宮跡は、指定面積が137haを有する全国屈指の史跡であり、史跡解明のための調査が昭和45（1970）年以来継続的に実施されています。

平成8（1996）年度には、史跡整備の促進、史跡の有効活用を図るため、史跡斎宮跡整備基本構想を公表し、この構想による整備地区全体が歴史ロマンを実感できる基本計画を策定しました。

平成9～13（1997～2001）年度には斎宮跡歴史ロマン再生事業として、近鉄斎宮駅北側において、体験学習施設・1／10史跡全体模型を中心とする本格的な史跡整備を実施して一般公開し、多くの来訪者が訪れました。

###### 1-2 登録有形文化財の保護・活用

三重県には、旧飯南郡図書館をはじめとする公共建築や紡績工場等の建造物など、約627件の近代遺産が確認されています。これらの近代化遺産の保護活用については、文化財登録制度の導入に伴い、各都道府県での対応が求められています。

平成17（2005）年度は、千歳文庫・旧広野家住宅など4件が国の登録有形文化財（建造物）に登録されました。

###### 1-3 埋蔵文化財の調査・保存

三重県内には、約13,000件の埋蔵文化財の所在が確認されており、各種開発事業に際しては、原則としてそれらを現状保存することとしています。

しかし、埋蔵文化財の保護と開発との調和を図るうえから、やむを得ず事前に発掘調査を実施して、結果を記録として後世に残すことも行っています。

表3 3 1 三重県内の埋蔵文化財数

（平成18年3月31日）

遺 物	散 布 地	4,114
古	墳	6,645
社 寺	跡	436
城	跡	1,192
古 窯	跡 等	169
そ の 他		581
合	計	13,137

平成17（2005）年度に、三重県埋蔵文化センターが各種開発に伴い実施した発掘調査は16遺跡、斎宮歴史博物館が、斎宮跡の解明のため実施した発掘調査は2地区でした。

###### 1-4 史跡等指定地域の公有地化の推進

三重県内における史跡、名勝は国指定42件、県指定77件です。史跡斎宮跡等では史跡の有効活用を図るため、公有化が進められています。

平成17（2005）年度は、史跡の公有化の推進と保存活用を図るため、国指定史跡等の土地買上、整備事業等に対して支援しました。

###### 1-5 歴史的・文化的な遺産

わが国の中南部に位置し、東西日本の結節点として古くから開けてきた三重県には、数多くの歴史的・文化的な遺産があります。

それらの多くは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物に指定され保護されています。

## 第3章 やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

表3 3 2 三重県内の国・県指定等文化財数

(平成18年3月末現在)

種 別		国	県	計
重 要 (有形 文 化 化 財) 財	建造物	21	40	61
	絵画	19	32	51
	彫刻	63	100	163
	工芸品	17	51	68
	書跡・典籍・古文書(内、国宝文書3)	37	52	89
	考古資料(内、国宝1)	8	26	34
	歴史資料	3	2	5
小 計		168	303	471
無文化 形財	工芸技術	1	1	2
	芸能	0	1	1
	小 計	1	2	3
民文化 俗財	無形民俗文化財	7	34	41
	有形民族文化財	1	23	24
	小 計	8	57	65
記 念 物	特別史跡	1		1
	特別天然記念物	2		2
	特別名勝及び天然記念物	1		1
	史跡	33	68	101
	史跡及び名勝	0	2	2
	史跡及び天然記念物	0	0	0
	名勝	4	8	12
	名勝及び史跡	2	0	2
	名勝及び天然記念物	0	1	1
	天然記念物(地域を定めず)	9	4	13
	天然記念物	18	79	97
	天然記念物及び名勝	1	1	2
小 計		71	163	234
伝統的記念物群保存地区(選定)		1		1
文化財の保存技術		0	0	0
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(選択)		14	7	21
重要文化的景観(選定)		0	0	0
登録文化財		56		56
合 計		71	7	78
総 計		319	532	851

### 2 歴史的・文化的景観の保全・活用

#### (1) 歴史的・文化的資産を活かした風情あるまちづくりの推進

県内の歴史的・文化的資産の価値や保全状況を地域住民等との協働により明らかにするとともに、保全・活用に貢献できる人材の育成を進め、これらの資産を活用した地域づくり活動を支援します。

① 歴史的・文化的資産保全活用推進員養成講座  
地域の歴史的・文化的資産の再発見・保全・活用支援などができる推進員養成講座のカリキュラムなどについて住民等と検討を行いました。

② 歴史的・文化的資産データブックの作成  
県内に点在する歴史的・文化的資産のデータブックを作成するマニュアルを住民等と検討を

行いました。

#### (3) 歴史的・文化的資産を活かしたまちづくりの推進

地域住民が歴史的・文化的資産の価値を認識し、それらの資産を保全・活用する取組を推進しました。

#### (2) 歴史の道整備・活用

平成9(1997)～11(1999)年度に策定した整備活用総合計画Ⅰ～Ⅲに基づき、歴史の道整備事業の支援を行いました。

平成15(2003)～平成16(2004)年度は、熊野参詣道伊勢路の整備活用推進事業について支援しました。

#### (3) 熊野参詣道(伊勢路)の保全・保護

平成16(2004)年7月に、熊野参詣道伊勢路を含む「紀伊山地の靈場と参詣道(さんけいみち)」がユネスコの世界遺産に登録されました。

吉野・大峯、熊野三山、高野山の三靈場とこれらを結ぶ大峯奥駈道、熊野参詣道、高野山町石道の参詣道が対象で、三重、奈良、和歌山の三県にまたがっています。

登録にあたっては、これらの遺産がその後の宗教観や歴史に多大な影響を与え、また良好な形で継承されていることが評価されました。

三重県は、熊野古道として親しまれている熊野参詣道伊勢路、全長140kmのうち、約35kmが峠道などとして往時のままの状況で残っています。

## 3章